参　考

原子力防災計画に基づく通報連絡体制及び通報連絡方法【緊急時】

平成29年6月

1　通報連絡体制

・　緊急時（警戒事態以降）は、原子力災害対策重点区域（ＰＡＺ・ＵＰＺ）の町村に対し、事業者、原子力規制委員会及び道から通報連絡される。（緊急情報の多重化）
・　避難先等となる市町村には、道から直接通報連絡する。
・　１３町村以外の道内の市町村には、各振興局を通じ、遅滞なく情報提供を行う。

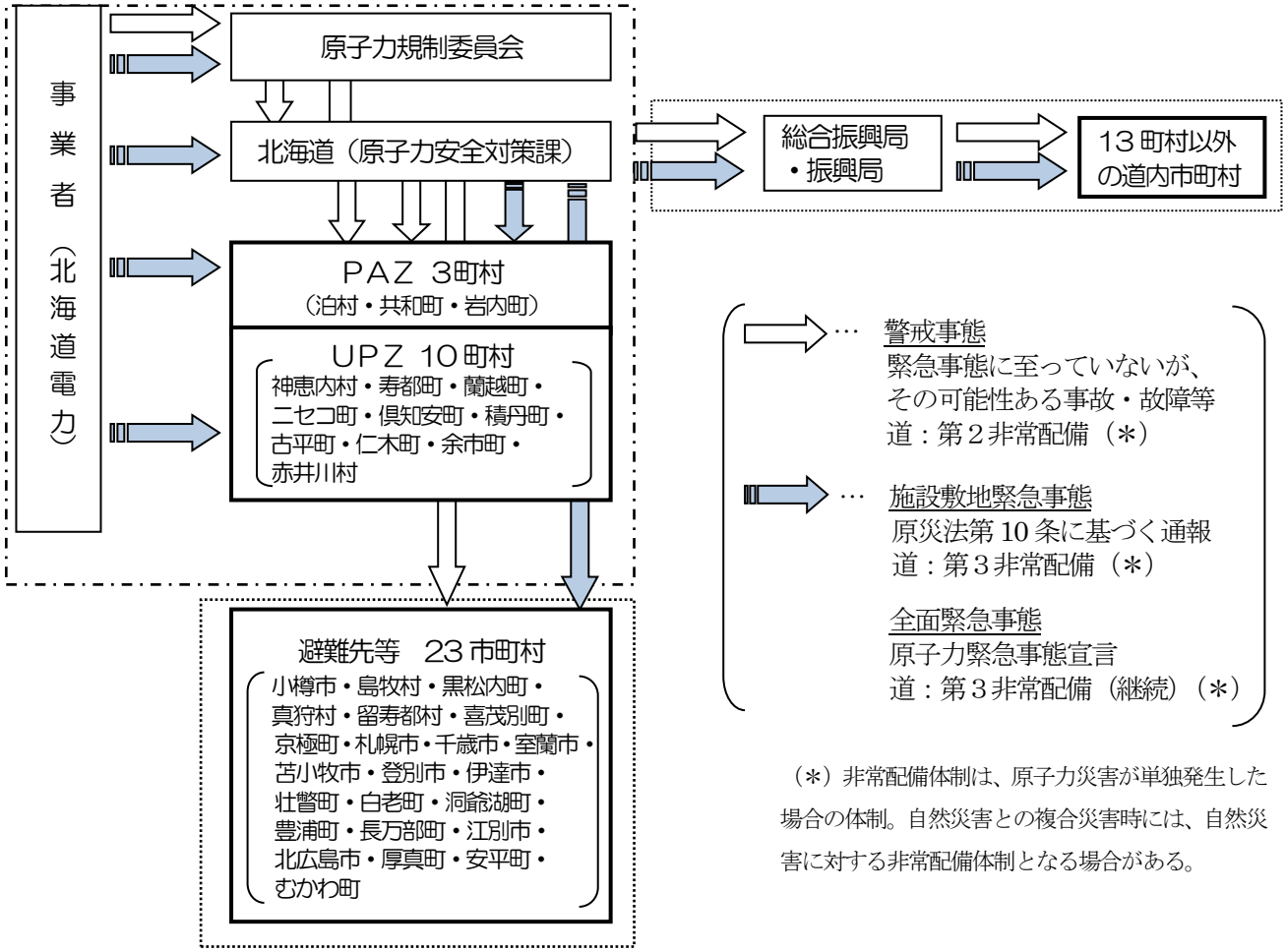

（＊）非常配備体制は、原子力災害が単独発生した場合の体制。自然災害との複合災害時には、自然災害に対する非常配備体制となる場合がある。

2　通報連絡方法

①　ＰＡＺ・ＵＰＺの町村

・　道（原子力安全対策課）は、専用回線電話及びファクシミリにより連絡。

②　避難先となる市町村等

・　道（原子力安全対策課）は、対象市町村へ電子メールで一斉送信（対象市町村の電子メールはあらかじめ登録）するとともに、電子メールにより着信確認。

③　１３町村以外の道内市町村

・　道（原子力安全対策課）は、総合振興局・振興局へ電話及び電子メールで連絡し、総合振興局・振興局は、当該管内市町村へ電子メールで一斉送信（対象市町村の電子メールはあらかじめ登録）するとともに、総合振興局・振興局において、電子メールにより着信確認。

※　①～③における通報連絡のため、あらかじめ連絡責任者一覧（連絡責任者、代行順位者、夜間・休日対応（携帯電話等））を作成する。なお、②における通報連絡は、緊急時に備え、適宜、通信連絡訓練を実施する。